

「雇用調整助成金制度に関する説明会」を 鉄鋼流通3団体共催で開催、70名が参加

当組合東京支部は、去る2月10日(火)午前10時より、鉄鋼会館801号室において、中小企業向けの「雇用調整助成金制度に関する説明会」を開催した。

この説明会は、昨年12月1日に策定された制度(中小企業緊急雇用安定助成金)の理解促進を図るため、当厚板シャリング工業組合東京支部(支部長:酒匂雅信・京浜産業社長)、東京鉄鋼販売業連合会、関東コイルセンター工業会の共催で行われ、総勢約70名(55社)が聴講した。

講師には、ハローワーク飯田橋事業所第5部門 上席職業指導官 石渡理之氏をお招きし、申請手続きを中心に質疑応答を含め1時間30分にわたり詳細な説明を受けた。

当日の配布資料は、

平成20年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

雇用維持に努力される中小企業事業主のみなさまへー中小企業緊急雇用安定助成金のご案内

中小企業緊急雇用安定助成金(休業) - 事前の届出時に提出していただく書類(1回目と2回目)ー

これらの資料に基づき、制度内容の見直しの状況、具体的な申請手続き等を中心に詳細な説明があり、その後活発な質疑応答が行われた。

本制度は、昨年12月1日付けで中小企業向けに創設されたが、その後、12月26日付けで要件変更(条件緩和)され、また2次補正成立後の2月6日付けでも一部変更が行われた。

中小企業向けの雇用調整助成金制度の要件を対比すると以下の通り。

	平成20年度当初	二次補正成立後(2/6)
生産量要件	最近6か月の生産量が前年同期比10%以上減	・最近3か月の生産量又は売上高が直近3か月又は前年同期比減 ・前期決算等が赤字(生産量又は売上高が5%以上減の場合は不要)
雇用量要件	最近6か月の雇用量が前年同期比不増	撤廃
助成率	2 / 3	4 / 5
教育訓練費	1,200円	6,000円
支給限度日数	1年間100日 3年間150日	1年間200日 3年間300日
クリーニング期間	あり	撤廃
休業規模	1 / 20以上	撤廃
対象労働者	被保険者期間6か月	被保険者；期間を問わず全員 被保険者以外；雇用期間1か月以上
短時間休業	以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと	以下の休業を追加 ・労働者単位で1時間ごと